

(作成例)賃金改善報告書

熊本県薬務衛生課

薬局名:熊本県庁薬局

熊本県庁薬局では、3月までは職員として、常勤薬剤師(40歳未満)4人、事務職員6人(常勤6人、非常勤2名)の計10人を雇用していたが、4月からは常勤薬剤師(40歳未満)の2人を新規に雇用し、職員数が計12人となった。そのうち、事務職員常勤2名は令和7年度に既に2.0%を上回るベースアップを実施済み。

職員数

(人)

職種	令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月		令和8年4月		令和8年5月	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
薬剤師(40歳未満・30代)	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
薬剤師(40歳未満・20代)	2	0	2	0	2	0	2	0	4	0	4	0
事務職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小計	6	2	6	2	6	2	6	2	8	2	8	2
事務職員(R7ベースアップ済み)	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
合計	8	2	8	2	8	2	8	2	10	2	10	2

月賃金表(補助対象期間内)

(円)

職種	月賃金報酬						ベースアップ幅		
	ベースアップ前			ベースアップ後					
	基本給	手当	合計	基本給	手当	合計	基本給	手当	合計
常勤薬剤師(30代)	300,000	100,000	400,000	305,000	105,000	410,000	5,000	5,000	10,000
常勤薬剤師(20代)	250,000	50,000	300,000	254,000	54,000	308,000	4,000	4,000	8,000
事務職員(常勤)	200,000	0	200,000	203,000	0	203,000	3,000	0	3,000
事務職員(非常勤)	144,000	0	144,000	147,000	0	147,000	3,000	0	3,000

熊本県庁薬局では、賃上げを2月より実施した。

※非常勤職員は、「1,200 円/時間」(ベースアップ前)→「1,225 円/時間」(ベースアップ後)

→(ベースアップ前)月額換算すると 1,200円/時間 × 30 時間(週) × 4週(1月)=144,000 円

→(ベースアップ後)月額換算すると 1,225円/時間 × 30 時間(週) × 4週(1月)=147,000 円〈ベースアップ幅+3,000 円〉

1. 常勤換算数を計算する

常勤換算数は、常勤職員を「1」とし、非常勤職員の常勤換算数は下記の式によって算出してください。

「非常勤職員の所定労働時間」÷「常勤職員の所定労働時間」（※非常勤職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）

（例）

熊本県庁薬局の場合

- ※ 職員(常勤)の所定労働時間→週40時間(8時間×5日)
※ 職員(非常勤)の所定労働時間→週30時間(6時間×5日)

(非常勤職員の常勤換算数) = 30時間(非常勤職員の所定労働時間) ÷ 40時間(常勤職員の所定労働時間) = 0.75人

よって、月別の常勤換算数は下記のとおり

月別の常勤換算表

(人)

職種	令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月		令和8年4月		令和8年5月	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
薬剤師(40歳未満・30代)	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
薬剤師(40歳未満・20代)	2	0	2	0	2	0	2	0	4	0	4	0
事務職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	6	2	6	2	6	2	6	2	8	2	8	2
常勤換算数	6	1.5	6	1.5	6	1.5	6	1.5	8	1.5	8	1.5
常勤換算数計	7.5		7.5		7.5		7.5		9.5		9.5	

※令和7年4月1日～令和7年12月31日までの職員数の増減はなし

2. 賃金改善報告書を記載する

〈賃金改善(法人全体)の内容〉 〈賃金改善(個別職種)の内容〉は、下記と同様の考え方に基つき、記入してください。

① 対象人数(常勤換算数)(人) = 「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」・・・(5)

② 月額または月額換算額(円)
= 「③月数の期間中における賃金改善の総額」÷「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」

③月数(ヶ月) = 支給額を充てる期間・・・(6)

(最大:令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月、一時金は令和8年3月までの4ヶ月)

→支給額を充てる期間が4ヶ月と2ヶ月となる職員がいる場合:3ヶ月を記載

(例)

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄 (職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください) (直接数字入力)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
賃金改善(法人全体)の内容	①対象人数 (常勤換算数※2)	②月額または 月額換算額 (自動計算)	③月数	令和8年6月1日以降 の賃金改善水準 (比較対象は給付金に よる賃金改善前の水 準)	備考	賃金改善の総額
基本給の引き上げ	8.5人	4,000円	4ヶ月	4,000円		136,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	5.0人	4,400円	4ヶ月	4,400円		88,000円
(給付金を充て、算出可能な場合に記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げ に伴う賞与等の増加分に用いた金額						0円
一時金または特別手当	4.0人	12,000円	1ヶ月分			48,000円
						72,000円

(1)基本給の引き上げ

(例)全職員を対象に、2月から5月まで(③に4ヶ月と記載・・・(ア)-(6))の間(2)表のとおり基本給引き上げ

○ ①対象人数(常勤換算数)・・・(ア)-(5)

「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」=7.5(2月)+7.5(3月)+9.5(4月)+9.5(5月)=34
34÷4ヶ月=8.5 (①に8.5と記載)

○ ③月数の期間中における基本給の賃金改善の総額 ※ベア幅=ベースアップ幅・・・(ア)-(8)

5,000 円(常勤薬剤師(30代)ベア幅)×2名×4ヶ月 … 40,000円
+4,000 円(常勤薬剤師(20代)ベア幅)×2名×2ヶ月(2月～3月) … 16,000円
+4,000 円(常勤薬剤師(20代)ベア幅)×4名×2ヶ月(4月～5月) … 32,000円
+3,000 円(事務職員ベア幅)×4名×4ヶ月 … 48,000円
=136,000 円 (基本給の賃金改善総額に記入。②月額または月額換算額が自動計算される。)

(2)毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)

(例)常勤薬剤師を対象に、2月から5月まで(③に4ヶ月と記載・・・(イ)-(6))の間に手当を引き上げ
(30代:5,000円、20代:4,000円)

○ 対象人数(常勤換算数)・・・(イ)-(5)

「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」
=【常勤薬剤師(30代)】2人(2月～5月)×4ヶ月+【常勤薬剤師(20代)】2人(2月～3月)×2ヶ月+4人(4月～5月)×2ヶ月
=20
20÷4ヶ月=5.0 (①に5.0と記載)

○ ③月数の期間中における手当の賃金改善総額に記入 ※ベア幅=ベースアップ幅・・・(イ)-(8)

5,000 円(常勤薬剤師(30代)ベア幅)×2名×4ヶ月 … 40,000円
+4,000 円(常勤薬剤師(20代)ベア幅)×2名×2ヶ月(2月～3月) … 16,000円
+4,000 円(常勤薬剤師(20代)ベア幅)×4名×2ヶ月(4月～5月) … 32,000円
=88,000 円 (手当の賃金改善総額に記入。②月額または月額換算額が自動計算される。)

(3)一時金または特別手当

(例)事務全員(常勤・非常勤)に対し、3月(③に1ヶ月と記載・・・(工)-(6))に一時金を一律12,000 円支給

【月数の期間中における一時金の賃金改善総額】3,000 円×事務職員数4名【①に4を記載・・・(工)-(5)】×4ヶ月分

=48,000 円・・・(工)-(8)

3. 令和7年12月から令和8年5月までの間の当該 2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合

(参考)賃金改善のイメージについて 例6 の場合

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)								賃金改善の総額
賃金改善の内容(※)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	180,000円	5,000円	2.8%	1,400円	1,400円	6ヶ月	2人	16,800円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	20,000円	5,000円	25.0%	4,600円	4,600円	6ヶ月	2人	55,200円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は薬局ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1: 対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2: 上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3: 対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

(例)下記表及び記載のとおり、補助金対象期間前の令和 7 年 8 月 1 日時点で2.0%を上回るベースアップを実施

月賃金表(補助対象期間内)

(円)

職種	月賃金報酬						ベースアップ幅		
	ベースアップ前			ベースアップ後					
	基本給	手当	合計	基本給	手当	合計	基本給	手当	合計
事務職員(常勤)	180,000	20,000	200,000	185,000	25,000	210,000	5,000	5,000	10,000

(Ⅰ)令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)

→令和7年4月1日から11月30日までの間(補助金対象期間前)に、ベースアップを実施した職員のベースアップ前の賃金平均を記入してください。

○ベースアップ前の賃金平均

事務職員(常勤)2人 基本給:180,000円×2人÷2人=180,000円 手当 : 20,000円×2人÷2人= 20,000円

(Ⅱ)令和7年度中の賃金改善額(月額)

→令和7年4月1日から11月30日までの間(補助金対象期間前)に、実施したベースアップ金額を記入してください。

○ベースアップ金額平均

事務職員(常勤)2人 基本給:5,000円×2人÷2人=5,000円 手当 :5,000円×2人÷2人=5,000円

(Ⅲ)令和7年度中の賃金改善割合 = {(Ⅱ 令和7年度中の賃金改善額)÷(Ⅰ 令和7年3月31日時点の賃金水準)}×100(※)

(Ⅳ)2.0%を上回ってベースアップを行った金額(補助金を使用可能な金額上限)(※)

(Ⅴ)支給額を充てる月額(Ⅳの範囲内)

→基本的には、(Ⅳ)2.0%を上回ってベースアップを行った金額(補助金を使用可能な金額上限)と同額を記入してください。

(Ⅵ)支給額を充てる期間(最大:令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月)

→基本的には、最大数である「6ヶ月」を記入してください。

(Ⅶ)対象人数(常勤換算数) →2人

賃金改善の総額(※) = (Ⅴ)支給額を充てる月額 × (Ⅵ)支給額を充てる期間 × (Ⅶ)対象人数(常勤換算数)

※(Ⅲ)、(Ⅳ)及び賃金改善の総額は Excel シートを使用する場合には、自動計算されます。